

「表紙共 15枚」

令和3年7月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年8月10日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 川津清則
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
6 番 綾垣和子	17 番 原田文利
7 番 森 克男	18 番 財津政美
8 番 飯田 隆	19 番 高瀬義徳
9 番 湯浅正徳	
11 番 河津裕治	

4 出席事務局職員

係総括 椋本富夫 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

7 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件

第7号 8月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出

7 その他

(1) 8月現地調査

日 時 8月26日（木）午前9時～

※ 調査委員

(2) 8月調査委員会

日 時 8月31日(火)

※ 会長、副会長、調査委員

(3) 8月定例総会

日 時 9月8日(水) 午後2時00分～

会 場 7階 大会議室

(4) 行事日程

8月19日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(5) その他 ・「7月分農業委員会活動記録簿」の提出日

<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。本日は、10番、川津美利委員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をした後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話を持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。酷暑の中でお集まりいただきましてありがとうございます。また今日は、事務局長の渡邊のほうが体調不良ということでお休みでございます。議案は少ないですが慎重な審議をよろしくお願いたしたいと思います。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。会議規則17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは、議事録署名委員は、13番、財津満寿光委員、17番、原田文利委員にお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案訂正でございます。事務局、お願いします。</p>

<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からでございます。本日の定例総会分ではございませんが、前回、7月8日に開催した分で、議案の訂正がございますので、お手元の左側のほうに書類の訂正表を置いていたかと思っておりますので、そちらのほうをごらんになっていただきたいと思っております。2項目でございます。議案の第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件でございます。前回7月8日開催分の議案書のほうなのでお手元にはないかと思っておりますけれども、そちらの11ページの38番で、大字三和〇ほか、合計8筆の分の5条申請の分で、譲渡人の部分で、譲渡人が2人いらっしゃって、1人目の〇さんについて4筆、〇さんについても4筆ということで記載しておりましたが、正しくは、〇さんのほうが3筆、〇さんのほうが5筆が正しいということでございました。ただ、これも対象の筆のほうが変わるわけではございませんので、議決自体には影響はいたしませんのでよろしくお願いいたします。それから、続いて議案の第6号の現況証明、非農地証明書の発行の部分ですけれども、こちらの29ページの25番で、大山町西大山〇と〇というのがございました。こちらの申請人の名前が〇さんという表示で、〇さんの〇が〇になっておりました。これは〇という字が正しい〇さんでございますので、こちらのほう、訂正しておきます。事務局からは以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは早速、議案の審議に入りたいと思っております。今回の調査委員は、2番、松原忠雄委員、3番、横田秀喜委員、19番、高瀬義徳委員の3名でございました。調査委員長は、3番の横田秀喜委員にお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは横田委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (横田秀喜)</p>	<p>先月の7月27日に、松原委員と高瀬委員と事務局と一緒に現地を見て回りました。皆様のスムーズな審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、7件でございます。事務局説明のほうをお願いいたします。</p>

事務局
(櫻木悠輔)

それでは私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。まず議案集の1ページから3条申請、今月は7件上がっております。

それでは42番から説明いたします。大字西有田〇と〇の2筆で、譲渡人が石松町の〇さん、規模を縮小していきたいということで、三ノ宮の〇さんが買い受けて規模拡大したいということです。場所は〇のすぐ西側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次に43番、有田〇から〇まで、全部で4筆、譲渡人が福岡県の〇さん、譲受人が中尾町の〇さんです。このお二方の売買ですが、前回の総会でも、この近隣の方で、このお二方が上がっておりましたが、この4筆については手続きが間に合わなかった分がありまして、1か月遅れて申請が出てきたものです。場所は中尾町の公民館の少し南側の丘の上になります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、字図がこのようになっております。土地の分け方なんです、数十年前、何代も前の所有者の方ですが、電力会社がこの細長い分を所有していたと、この分ですね、送電関係でこういう筆界になっているものと思われまして。現在は地上権、地役権だっりの制限物権というのはこの土地には特に設定されていません。現在の状況はこのようになっております。

次に2ページに行きまして、44番、花月の〇と〇で、譲渡人が中央1丁目の〇さん、譲受人が天神町の〇さんです。この案件は先月の総会で別段面積の指定を受けておりますので、25aの耕作面積の要件は必要ありません。場所は伏木公園のすぐ西側になります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次が45番、内河野〇、譲渡人が福岡県の〇さん、譲受人が石井町の〇さんで、こちらも先月の総会で別段面積の指定を受けたものになります。場所は内河町公民館を西に少し入って行ったところになります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次に3ページに行きまして46番、石井〇ほか全部で3筆で、譲渡人が石井町1丁目の〇さんで、体調不良のため譲り渡したいということです。譲受人が同じく石井町1丁目の〇さんで、譲渡人から売買の提案を受けたためということです。場所は石井の駐在所の前、国道側から見ると〇の裏側になります。こちら、次の議案47番

	<p>と4ページの48番なんですけども、こちらも、46番と同じ一体で石井町の○さんが買い受けるものですが、譲渡人が別の方で、47番は石井町1丁目の○さん、48番は、高井町の○さんとなっております。こちらはあわせてご説明いたします。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。46番の案件がこちらの3筆、47番が1筆、48番がこちらの1筆、こちらの青く囲んであるところは、後ほど第3号の議案で説明いたしますが、5条申請が出ておりまして、譲渡人と譲受人は46番と同じく、○さんと○さんの間の売買という形になります。こちらが現在の状況です。こちら全て合わせて2,670㎡の新規就農ということで、確実に耕作ができるのかという心配がありましたので、事務局で協議の上、面談を行ったほうが良いということで、今回の調査委員長の横田委員と五和地区の推進委員の高倉委員にお越しいただきました。その結果、申請地を確実に耕作していただけると判断し、今回議案として上げております。</p> <p>3条の7件の説明は以上です。ここで、現地調査にご同行いただいた横田委員に、ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>調査委員 (横田秀喜)</p>	<p>はい。私ども3名と事務局で現地を見ましたけど、この案件、3条の案件については、問題ないと判断しております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございます。では次にチェックシートのご説明をいたします。ご手元の資料No.1をごらんください。3条については、今月は1ページから2ページにかけてです。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない、つまり問題がないということを確認しました。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきます。はい、どうぞ。</p>

<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>先ほど説明がありました、○さんの件ですけども、面積が全てが水田で、2,670 m²ということで、来ていただいて確認をとったということだと思いますが、結構荒れてるんですけど、何を栽培するのかということをお聞きしたのならお尋ねしたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久) 調査委員 (横田秀喜)</p>	<p>調査委員長、よろしいですか。</p> <p>私のほうから、ちょっと字図を出してもらえますか。お見かけどおり、荒れているんですけど、全体的な話をいたしますと、現在3条と今日後で5条の申請が出てまいります。現在青色の上の部分は○の駐車場用地でございます。新たに5条の分で駐車場用地を作りたいということと、下の46ですか、これも含めてですね、駐車場用地として使いたいということで、今まで交渉を2年半やってきたそうです。その2年半というのが46の下に隣接所有者がございまして、この方が反対をするということで、右側に46の下に水路があるんですけど、現在写真で見たように荒れてるんで、もう水路の形はありません。埋まってしまってます。ここに水路を作れだとか、道の反対側に隣接所有者の田んぼがありまして、道路を横断して水路を作れだとか、その交渉にですね水路組合の交渉だとか、市との交渉だとかを含めてですね、2年半かかったそうです。今回でもうこれで打ち切りたいということでございまして、いろいろ言われるように、○の裏の農地については荒れております。○さんも○でございまして、私どもも見た範囲ではクワ1本持ったことないような地主さんだろうということで、聞き取りいたしましたら、いや実は私は出来ませんということで、この3条の農地についてはですね、近所の人たちがどうしても家庭菜園で作りたいと、野菜であるとか花であるとかですね。ですから全部、近隣の方に、農地であるとか、農地の形で作っていただきますということでございましたので、もうそれなら安心ですねということで、許可をするようにいたしました。以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>小山委員、よろしいでしょうか。</p>

<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>新規就農したいということが書いてあるんですけど、現実には、新規就農じゃなくて、買って家庭菜園に利用していただくということですよ。</p>
<p>調査委員 (横田秀喜)</p>	<p>そういうことですね。3条で出ている3名の方からの申し出ということを書いていますけど、実質は隣接所有者の方と交渉していく中でですね、うちの土地も買って、うちも買って、ということで、こういう結果になったということでございます。本人としては買った以上はちゃんと農地として使っていきますと、近所の方に家庭菜園と花等を栽培する農地として作っていただくようにしていきますということでした。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局どうぞ。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>補足ですけども、何を作られるかということですけども、実際の地目が田となっておりますが、もう田んぼとしては使えないということで、トマト、ピーマン、オクラ、というふうにお伺いしております。あとは近所の方にしてもらいにしてもですね、これは又貸しとかそういった形で、その農地を丸投げしてしまう、これは3条違反となりますので、必ず管理は、ご自身で責任を持って行った上で手伝っていただくと、その程度であれば問題ないという旨、いただいております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何かほかにございませぬか。なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけませんか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> <p>前回の継続審議分がでございます。5ページです。事務局のほうに説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは先月の総会で継続審議となりました案件、議案書の5ページの41番、天瀬町塚田〇の案件になります。前回の総会の後、経過を譲受人の〇さんにお話をしたところ、〇さんのほうから、事務局に伺って経緯を説明したいということで、会長にお越しいただいて、面談を行っております。その中でいろいろ事情をお伺いしました。内容としてはですね、塚田の地区の方、近隣の方からお伺いしたり、先月、音成委員からもご意見いただいた中の、経緯についての確認ですが、〇さん側の主張としては、やはり若干の食い違いがあったかなというふうに思います。ただ、その中でこちらからお伝えしたことは、どちらの主張が正しい、本当であるかというのは置いといて、まずこの一帯をきれいにしておかないと、そもそもきちんと管理が出来なければ、出来ていけばですねこういうトラブルは起きなかったのではないですかと。管理が出来なければもう買っても意味がないというのを伝えた上で、それでも〇さんとしては責任を持ってここは管理しますということでしたので、追加で一筆確約書をいただきました。内容としては、農地法の3条の趣旨を尊重し、地域との調和に配慮しながら、申請農地を十分管理した上で、自ら耕作し、周囲に迷惑をかけないこと。あとは取得後3年3作以上自ら耕作すること、さらなる所有権移転や又貸し、転用等を行わないということ。そして、農業委員会の事後の調査、これをする際にも積極的に協力すること。もしこの確約書の内容や、農地法に違反した場合、3条許可の取消しと、いかなる処分を受けても異議ありませんと、そういった内容のものです。こういったものを面談、会長と一緒に面談した上、この確約書を提出していただいたということで、確実に耕作ができる見込みがあるとして、今回の総会にお諮りするものです。事務局からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。前回ですね保留になった分でございます。何かこの件につきましてですね、ご意見のある方はご発言をいただきたいと思います。音成さん、よろしいですか。</p>

<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>そうしてくれれば良いわけですから、私としては意見はないんですけど、今、書類は印鑑をついて出来ました。で、1年間何もしなかった。またボウボウになったと。そこで、またこっちからワーワー言って草切り来んとか言うことになるのが、まあ、ほんとにしてくれるのか、ですね。そういう確約書をいただければ、私としては農業委員会にやかましく言って、どうも確約が違うじゃないかと怒るだけですから、あとは事務局さんが責任持って通達をしてくれれば私としては結構ですが。部落の者もそれで納得すればですね、いいんですけど。まあ、農業委員会が中に入っている関係上、そういうところは大丈夫と思うので良いと思います。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>私も一応お会いしましてね、お二方から話を聞いてですね、ちゃんと草を切って耕作をする。それとですね、地域の人とトラブルを起こさないということを、約束をしていただきました。で、どなたに相談すればいいですかということでしたので、自治会長さんとか班長さんを調べて探して、その方に相談をされたほうがいいんじゃないですかという話までしております。一応このまま事務局が説明いたしましたけど、許可が出た後でもですね、農業委員会の事務局の指示に従わないときはですね、許可取消しますよ、ということまでっておりますので、一応それを信じたいと思います。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>私もそれを信じますからね。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お願いします。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>この継続審議分について、ご承認いただけましょうか。ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、1件です。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案第6ページ、議案第2号、農地法第4条についてです。今月は1件申請がありました。番号17、大字日高〇と〇で、地目は台帳が畑、現況が山林、面積が合計で476㎡の第2種農地です。申請人は、日田市清岸寺町の〇さんです。既に植林しており許可を受けていなかったため、申請するもので追認案件となりますので始末書をいただくこととなります。場所のご説明をいたします。近くには〇さん、ちょっと離れてますけど〇さんがございまして赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真です。こちらが〇、こちらが〇です。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員 (横田秀喜)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>私ども見た限り、クヌギが立っておりますので、始末書案件で問題ないと思います。以上です。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料No.1の3ページ目、4ページ目が4条についてです。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類などによって、全ての項目が該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。事務局の議案説明にあるように追認でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。ありませんか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただければ幸いです、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>引き続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、8件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>議案7ページ、議案第3号、農地法5条についてです。今月は8件申請がありました。</p> <p>まず、番号39、大字友田〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積が350㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市南友田町の〇さんで、譲受人が日田市城町2丁目の〇さんです。申請地を譲り受け一般住宅として利用したいとのことでの申請です。近くには〇さんや〇さんがございまして赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況はこのような状況になっております。</p> <p>続いて番号40、大字竹田〇と、大字日高〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積が合計で811㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市下井手町の〇さんで、譲受人は日田市若宮町の〇さんです。申請地を譲り受け〇として利用したいとのことでの申請です。場所ですが、こちらが〇さんで、すぐ近くの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。まず、大字竹田〇がこのような赤く囲んでい</p>

る内側ですね、このような状況になっております。こちらが大字日高〇です。奥に見えているのが先ほど〇、こういった位置関係になっております。

ページをめくっていただきまして、番号41、大字石井〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が814㎡の第3種農地です。譲渡人が日田市石井町1丁目の〇さん。譲受人が日田市石井町1丁目の〇さんです。申請地を譲り受け駐車場用地として利用したいとのことでの申請です。先ほど、3条でも登場したところになります。〇さんがこちらにございまして赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになります。黄色いところが先ほど3条でご審議いただいた土地で、赤く印をしているのが5条の申請が出ている土地になります。字図はこのようになっております。現況の写真はこのようになっております。奥に見えるのが〇さんの会社の建物となっております。

続いて番号42、上城内町〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が1,508㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市上城内町の〇さんで、譲受人は日田市田島本町の〇さんです。申請地を譲り受け、宅地分譲用地として利用したいとのことでの申請です。近くには日田市複合文化施設A O S Eであったり、大分県西部振興局がございまして赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。現況の様子はこのようになっております。

続いて番号43、大字三和〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積が671㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市財津町の〇さんと、福岡県筑紫野市の〇さん、福岡県宗像市の〇さんで、それぞれの方が持分3分の1ずつとなっております。譲受人は中津市耶馬溪町の〇さんです。日田にも支店があるということもありまして、申請地を譲り受け資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明をいたします。こちらに〇さんがございまして、道を挟んでおよそ向かい側にあります赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。

続いて番号44、大字高瀬〇と〇で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積が合計で1,480㎡の第3種農地です。譲渡人は、〇が福岡県福岡市の〇さんで、〇は日田市京町の〇さんです。譲受人は日田市竹田新町の〇さんです。申請地を譲り受け宅地分譲用地として利用したいとのことでの申請です。近くには、〇さんや南部中学校

<p>調査委員 (横田秀喜) 事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>がございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。</p> <p>ページをめくっていただきまして、番号45です。大字庄手〇ほか2筆の計3筆で、地目は台帳、現況ともに田と畑、面積が合計で1,246㎡の第3種農地です。譲渡人は兵庫県にお住まいの〇さんです。譲受人が日田市田島本町の〇さんです。申請地を譲り受け、〇と〇はそれぞれ宅地分譲用地として、〇は看板用地として利用したいとのことでの申請です。〇については既に看板の枠組みのようなものがございしますので、この1筆については始末書をいただくということになります。場所のご説明をいたします。〇と〇、小字で言えば宮ノ前となってる分は、〇さんの近くです。〇、これは少し離れたところにありまして、こちらの赤く丸をしているところになっております。まず〇と〇ですが、航空写真で見ると、このように赤く印をつけたところです。こちらが字図です。〇の現況の様子です。こちらが〇です。少し背景とかぶって見えにくいかもしれませんが、ここに看板の骨組みがございしますので始末書をいただこうと思っております。こちらが〇の航空写真です。字図はこのようになっております。現況の写真はこういった状況です。</p> <p>続いて番号46、大字内河野〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が917㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市内河町の〇さんです。譲受人は日田市内河町の〇さんです。申請地を譲り受け貯木場として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明をします。〇さんがこちらにございまして、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。奥に〇さん見えてると思いますが、ここから直接入って来れるようなことで計画を出されております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思っております。</p> <p>私どもが現地調査し、見た範囲では問題ないと考えております。以上です。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。チェックシートの5ページ目以降が5条についてになっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、全ての項目で該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、1件が追認案件ですね、45番の看板の用地の分ですね。そのほかは問題がないというようなご意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。はい、小山委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>今説明があった42番と45番は同じ方でございます、2件合わせて2,754㎡、今月は○さんですけど、先月は○ということで○さん。同じ建物ですよ。○のところの建物ですよ。同じ住所でありながら、これは、先月には宅建業という名目だったんです。今日のは不動産業ということで、どちらも宅地建物取引業者免許証というのが添付されているということでございますが、この2人は親子ですか兄弟ですか、何かわかれば。</p>
<p>議 長 (石井照久) 事務局 (太郎良悠希) 推進委員 (小山一善)</p>	<p>事務局、わかりますか。</p> <p>すいません。それぞれの代表の方のご関係については、今のところ分かる資料を持ち合わせておりません。</p> <p>同じ建物の中でね、他人じゃないと思うんですけど、何かうまく使い分けしてるような気がしてならないんですよ、私達が見たときに。今度はこっちで行こう、今度はこっちで行こうということで、農業委員会を悪く言えば、利用しているんじゃないかというような気がしてならないんですけども、確か前はね、こういう申請をして大区画したときに、何区画以上契約が出来なければ次の土地売りに当たることが出来ないというような規約があったような気がするんですけども、そのところは確認してますか。区画の売買契約は何割以上遂行されているかということを確認しているかというのを尋ねたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局よろしいですか。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>まず、今回〇さんで出てきておりますので、〇さんで過去に許可が出て全く手をつけていないようなところがないか、とかいうことについては完了報告の進捗状況だったりですね、提出状況で確認をしております。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>わかりました。ここをね、もちよつと、何かうまくどちらか兄弟か親子かわからないですけど、今日はこっちに行こうとかいうふうに使っているような気がしてならんものですから、そのところをチェックしていただきたいというふうに思います。以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。小山委員よろしいですか。この件につきましてですね事務局のほうと事前に打合せをしておりますので、今までの経過については、一応調査していただきました。それで問題はないということでございました。それとですね、〇さんですよ、小山委員が言われるのは。あそこですね、ここは私の調べたところによるとですね、土地を売買する不動産とですね、建物をつくるのは別にしているらしいです。一応そういうふうで私の分かる範囲でございます。</p> <p>ほかに何かございましたら、飯田委員どうぞ。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>同じく45番なんですが、この〇ですね、これもう、看板が立っているということなんですが、これは始末書はどちらからいただくんですかね。</p>
<p>議 長 (石井照久) 事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>事務局、お願いします。</p> <p>今回は5条で申請いただいておりますので、双方からいただくということになります。</p>

<p>8 番 (飯田 隆) 事務局</p>	<p>双方でということは、譲受人からももらうということですか。</p> <p>はい、そうです。</p>
<p>(太郎良悠希) 8 番 (飯田 隆) 事務局</p>	<p>この看板はあれですか。○の看板か何かが立っていたということですか。</p> <p>過去の経緯については詳細はわかりかねます。</p>
<p>(太郎良悠希) 8 番 (飯田 隆)</p>	<p>譲受人はそれで納得しますかね、その双方からということで、○のほうは私のものじゃないということであれば、どうですかね、そこは。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>委員おっしゃられましたように、ちょっと私のほうでもどうかなというところがございましたので、間に入ってらっしゃる行政書士さん通じてですね、5条で申請をする場合であれば双方から始末書をいただくことになってますということでご理解いただいているところです。</p>
<p>8 番 (飯田 隆) 議 長</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p>
<p>(石井照久)</p>	<p>ないようでございますので事務局の議案説明にあるように、問題がないということでございます。それではですね、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>調査委員 (横田秀喜)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので議案第3号は原案どおり許可相当といたします。それでは調査委員長さん、終了でございますが一言お願いしたいと思います。</p> <p>今回の調査で回ってみたんですけど、2つ気になる点がありまして、1つはイノシシ、鹿よけの金網柵が山間部だけで目につきよったんですけど、もう集落の周り、家の周りまで金網柵を張っているの、これを何とか農業委員会の皆さんで、方向性出して何か解決する方法を持っていかないかなと思ったのと、もう一つは耕作放棄地です。これも山間部だけかと思ってたら、もう日田市内の都市計画区域内でも耕作放棄地が出てるんで、これも何か対応を考えていかなきゃならんのかなと感じて調査が終わりました。以上でございます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。お疲れさまでした。</p> <p>それではですね、11ページ、議案を続けてまいりたいと思います。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規3件、再設定8件、中間管理事業一括方式変更1件、中間管理事業一括方式2件でございます。農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件です。本件は農業経営基盤強化促進法を第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事するものとして作成されたものです。それぞれの委員の方々のエリアにおいてご確認をお願いいたします。問題があれば挙手してご発言願いたいと思います。よろしいですか。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>ないようでしたらですね、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がなかったらご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。それではですね、19ページ、議案第5号、現況証明、非農地証明の発行についてでございます。4件でございます。事務局お願いいたします。</p> <p>では、議案19ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は、4件申請がありました。</p> <p>まず最初に、番号27、大字小野〇で地目は台帳が畑、現況が宅地、面積が2,015㎡です。申請人は日田市三ノ宮町1丁目の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。では、場所のご説明をいたします。近くに千倉ダムがありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。現況は牛舎が建てられておりまして、この牛舎が税務課のほうに確認をしましたら、昭和60年には既に建築されていたことが確認出来ましたので、建築されてから20年以上経っていますので、要件を満たしていることとなります。</p> <p>続きまして、番号28、大字東有田〇で、地目は台帳が畑、現況は山林、面積が347㎡です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は現況に合わせて、地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに月出山多目的交流館がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。竹や笹や雑木などが生えておりまして、要件を満たしていることとなります。</p>
---	---

ページをめくっていただきまして、次に、番号29、大字日高〇ほか3筆で、地目は台帳は畑、現況は山林で合計面積が3,011㎡です。申請人は日田市清岸寺町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに〇さんがありまして、地図で見ると、〇と〇が上のほうの赤く丸で囲っているところです。下の赤く丸で囲っているところが〇と〇です。こちらが〇と〇の航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。現況は竹林化しており、竹などが生えており、条件整備は困難なものになります。次に、〇と〇の航空写真となります。こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真となっております、雑木と笹などが生えている状況となっております。こちらが〇の写真となっております、こちらも同じように笹が生えているような状況となっております。

続きまして、番号30、大字小山〇で、地目は台帳は畑、現況は山林、面積が1,370㎡です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに平野球場がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、現在はクヌギが植林されておりまして、申請者の確認や、現地調査の際に生育具合を見て、植林してから20年以上は経過しているもので、要件を満たしていることとなります。

以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうかと思っております。

推進委員
(諫山文彦)

推進委員の諫山です。27番の件ですが、河内団地の〇です。もう当初より建物が建っておりまして、だいたい補助事業等で建てた建物で、その時点で何で地目が変わってないのかなという気はしますが、今、〇君というのが息子さんでしてますが、本人に聞いても当時のことがよくわからないということで、現況はこういう形になってまして20年以上経ってますんで、現況どおりで問題ないと思っております。

<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>推進委員の大谷です。28番ですが、もう写真で見て分かるように、現状が荒れてしまっております。これを農地に復旧するっていうのは、もう難しいことでございますので、問題ないのではないかと考えております。</p>
<p>推進委員 (福井龍太郎)</p>	<p>三芳区域の福井です。20ページの29番です。先ほど事務局から説明があったとおり、農地と言える状況ではありませんでしたので、非農地の証明は妥当かなというふうに思っております。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>ありがとうございました。番号30の申請については、ご担当の推進委員さんからは、証明発行して問題ない旨、承っております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第5号ですね。非農地証明を発行してよろしいでしょうか。はい。ちょっと待ってください、原田委員どうぞ。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>29番の案件ですけども、〇さんですね、片や4条の17番で申請したのと、こちら29番で非農地証明と、その差というのは、意図するところはということなんですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>櫻木さんよろしいですか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>先ほど4条の申請で出てきた分ですが、こちら明らかに植林をされたというふうに、もう現地の状況を一度確認をして、これはもう違反転用であるということで追認案件として必要かなというところであったんですけども、今回の非農地の証明として出ている分というのは、植林をしたというよりは、自然に荒れていたというのが見てとれるのかな、というところでこういうふうな分け方をしております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>実際、もう山林に転用ということになるんですけど、その後、非農地証明はどういった意図で○さんは使用しようという思いなんですかね。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>これはどういった意図というよりは、これはもう言ってしまうと事務局のほうが、ちょっと農地の状況について指摘をしたということが本当のところでもあります。</p>
<p>1 7 番 (原田文利)</p>	<p>できれば、もう農地として活用出来ないということで判断した上では、次は山林で転用してくださいという方向に促すしかないですよ。いつまでも地目上は農地で残っていけば、農業委員会としても、逆に問題になりますからね。そういうことで逆にそういった指導も必要かなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。ほかに何かございせんか。中島浩司委員どうぞ。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>1 4 番の中島です。先ほどの 2 9 番の件なんですけど、日高の○と○ですかね、これは畑地の脇みたいなどころにあるような、地図で見たら感じだったんですけど、農振とは関係ないでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ちょっと事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>転用の際と違ひまして、非農地証明を出すことそのものについては、農振除外であったり用途変更は必須ではないので、発行には影響ないものと考えております。また、発行要領の中には、農振担当課と調整をするようにということは書かれていますので、そこは既にした上で、今、ご審議いただいているという状況です。</p>

<p>1 4 番 (中島浩司) 事務局</p>	<p>農振除外はしなくても良いということですか。発行しても。 そうですね。</p>
<p>(太郎良悠希) 1 4 番 (中島浩司) 議 長 (石井照久)</p>	<p>何かちょっと変な気持ちですけど、いいです。 よろしいですか。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>何か半分納得いって、半分納得いかないような感じですけど、何かまだ農振地区なのに農振除外なしに、非農地証明を出せるていうところが何かちょっと不思議な感じですけど、そういうふうになっていると言ったらですね。わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。なければですね、非農地証明書の発行してよろしいでしょうか。 (はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして、2 1 ページ、議案第 6 号、別段面積 1 a 等の適用指定申請の件、1 件でございます。事務局、お願いいたします。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>別段面積の適用指定申請について、農地法3条許可での25aの耕作面積の例外として、空き家バンクに登録している場合、これに付随する農地については耕作面積に関係なく3条の申請ができる例外としての申請ですが、今月は1件上がっております。</p> <p>議案書が21ページになります。番号5、大山町西大山〇で、申請者は三本松新町の〇さんです。場所は大山振興局のすぐ裏手になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。今回の申請地は赤く囲んである部分です。上にあるこちらの青い部分は、先月の総会で別段面積の適用の申請を行った分です。この青く囲んである分の北西側、こちらが実際空き家になりまして、先月、隣の申請をしましたが、この、今回の申請地がその分抜けていた。これは、議案にもありますように、登記地目が農地ではなく、山林となっておりますが、これは実際現況は畑であって、こういったものは、農地法では現況主義の考え方により、この土地を所有権移転するには3条の許可が必要なため、追加で申請が上がってきたものになります。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>こちら、以上1件の申請になります。適用指定の目安については、資料No.1の最後のページのほうに載せております。現地の状況につきましては、地区の推進委員である河津昭二郎委員に立ち会っていただきまして問題ない旨を確認しております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第6号、別段面積1a等の適用指定申請の件、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p>

それでは、議案第7号ですね。移りたいと思います。8月調査委員の選任につきまして、私のほうからご指名させていただきたいと思います。5番、左原三枝子委員、7番、森克男委員、15番、美野英俊委員の3名の方をお願いしたいと思います。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。よろしいですか。

(はいの声)

議 長
(石井照久)

ありがとうございます。

続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。

報告第1号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7番 その他

(1) 8月現地調査

日 時 8月26日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(4) 8月調査委員会

日 時 8月31日(火)

※ 会長、副会長、調査委員

(5) 8月定例総会

日 時 9月8日(水) 午後2時00分～ 会 場：7階 大会議室

(6) 行事日程

8月19日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(7) その他 ・「7月分農業委員会活動記録簿」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年9月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 1 3 番

署 名 委 員 1 7 番